

(別紙2)

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

<課税台帳ファイル>

庁内連携による移転先一覧(法定事務)

番号	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途
1	児童福祉課	番号法第9条第2項、 中野区個人番号の利用 及び特定個人情報の 提供に関する条例	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	子育て支援課		児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	障害福祉課		児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	障害福祉課		児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	保健予防課		予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	障害福祉課		身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	生活援護課		生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	住宅課		公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	保険医療課		国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	障害福祉課		知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	子育て支援課		児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	福祉推進課		老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	福祉推進課		老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	生活援護課		母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
15	子育て支援課		母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	子育て支援課		母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	子育て支援課		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙2)

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

<課税台帳ファイル>

庁内連携による移転先一覧(法定事務)

番号	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途
18	障害福祉課	番号法第9条第2項、 中野区個人番号の利用 及び特定個人情報の 提供に関する条例	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	子育て支援課		母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	子育て支援課 職員課		児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	生活援護課		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	介護保険課		介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	保健予防課		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	子育て支援課 障害福祉課		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	保育園・幼稚園課		子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	総務課		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定

(別紙2)

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

<課税台帳ファイル>

庁内連携による移転先一覧(番号法第9条第2項関係 独自利用事務)

番号	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途
1	子育て支援課	番号法第9条第2項、 中野区個人番号の利用 及び特定個人情報の 提供に関する条例	児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2	障害福祉課		障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3	子育て支援課		ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4	介護保険課		介護保険に係る特別給付における寝具乾燥サービスに関する事務であって規則で定めるもの
5	介護保険課		介護保険に係る保険料の減額に関する事務であって規則で定めるもの
6	障害福祉課		外出の困難な重度身体障害者等に係る電話の基本料金等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7	障害福祉課		車椅子を利用する在宅の身体障害者等に係る外出の支援に関する事務であって規則で定めるもの
8	保育園・幼稚園課		私立の幼稚園等の保育料等に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
9	障害福祉課		屋外での移動が困難な障害者等に係る外出の支援に関する事務であって規則で定めるもの
10	障害福祉課		重度障害者等の居住する住宅に係る浴室等の改善に関する事務であって規則で定めるもの
11	生活援護課		生活に困窮する外国人に係る生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
12	保育園・幼稚園課		保育所保育料の減額に関する事務であって規則で定めるもの
13	障害福祉課		難病患者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
14	保育園・幼稚園課		中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例第10条の規定による認証保育所その他の保育施設を利用する児童の保護者に対する補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
15	障害福祉課		心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
16	障害福祉課		外出の困難な身体障害者等に係るタクシー又はガソリン等の供給に関する事務であって規則で定めるもの
17	子育て支援課		高校生等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの